

令和4年8月9日

北名古屋水道企業団

企業長 鈴木 邦 尚 様

北名古屋水道企業団

監査委員 堀 尾 博 樹

監査委員 大 野 厚

令和3年度北名古屋水道企業団経営健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化に対する意見書を別紙のとおり提出します。

令和3年度経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度
資金不足比率	0(%)